

令和6年度 錦岡福祉会の経営・運営方針

《事業運営の基本》

1. 保育園の利用者一人ひとりの人格を尊重するとともに、命の尊厳に努めて心身ともに健やかに育つように支援することを目的として事業を推進する。
2. 子どもたちが安全で安心して過ごせる環境整備に努め、養護と教育を一体的に取り組んで情緒の安定を図りつつ乳幼児期にふさわしい体験を積み重ねて、保護者や地域住民の期待に応えるべく運営に努める。
3. 安定した施設運営と事業推進を継続できるように、収入の確保や優秀な職員の採用・育成に努め、経営基盤の安定化に努める。
4. 平成29年度からスタートした社会福祉法人制度改革に則って、経営組織のガバナンスの強化、閲覧対象書類の拡大などによる事業運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理などによる財務規律の強化などに努める。

《事業推進の方策》

本法人は開設以来の保育理念の実現に向けて、保育の基本計画である保育所保育計画を編成したうえ、年間指導計画に基づいて子どもたちの発達の連続性を保持するよう配慮して保育活動を展開する。

- (1) 保育環境として人的環境や施設設備を整えるとともに、この地域の自然環境を積極的に保育活動に活用する。
- (2) 健康及び安全には絶えず十全に配慮しながら保育に取り組む。特に4年を超えても感染が収束しない新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの感染防止には、関係機関と連携して的確かつ迅速な対応に努める。
- (3) 保護者には保育内容の情報を提供するとともに、自己評価により運営内容をチェックしながら継続的に見直し改善を図る。
- (4) 個人情報保護するとともに、保護者の意見や苦情には誠意をもって解決に努める。
- (5) 計画的な職場研修の実施や自己研鑽などをおして、職員の専門性を高め資質の向上を図る。
- (6) 地域との連携協力を推進するとともに、公益的な取組に関する調査、情報収集に努め、可能なものから取組に着手する。

《実施する事業内容》

- (1) 0歳から5歳までの年齢別保育（定員 90名）
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 一時預かり事業（1日概ね5名程度）
- (4) 障がい児保育

令和6年度 錦岡保育園の運営方針

これまでの財政基盤の整備と確立や、円滑な運営の基本となる規則、規程類の整備を踏まえて、新制度に的確に対応しながらより一層安定した保育園の運営と保育活動の充実に努める。

保育園に対するニーズは、ますます多様化かつ高度化してきており、保育園利用者と地域住民の期待に応えられるよう努める。このため、職員一人ひとりの資質向上と保育活動の充実を図りながら、本園の伝統と歴史のさらなる継続、発展を目指して取り組む。

《保育の重点施策》

1. 保育計画等について

- (1) 改定された保育所保育指針の基本原則に沿いながら、保育の理念や目標に基づいた保育所保育計画と年間指導計画を作成するとともに、子どもや保護者の状況及び地域の実情等を踏まえて、独自性と創意工夫を尊重した保育活動の実践に努める。
- (2) 園児の健康把握や安全確保については特段の留意をはらい、年間計画に基づいて推進するとともにマニュアルの点検見直しに努める。
- (3) 特別保育事業として実施している「障がい児保育」や「子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」と通常保育との効果的な連携に配慮して取り組む。
- (4) 食育活動や自然に親しむ活動の一環として、花壇や菜園づくりに取り組み、生きものを育てることと食の大切さを体感できるよう取り組む。

2. 職員体制の整備等について

- (1) 正職・嘱託・臨時の各保育士、事務職員、栄養士、給食調理員、用務員など多くの職種の職員が混在していることから、相互の意思の疎通を十分に図って望ましい園児対応ができる保育体制の確保に努める。
- (2) 職員会議、保育会議、園内研修などを通じて保育方針と情報の共有に努め、派遣研修や自己研鑽などにより資質向上を目指すとともに、保育士の勤務評価を行う。
- (3) 主任保育士及び副主任保育士による保育士の指導及び発達課題等のある子どもと保護者への対応には、特段の配慮をするとともに、若手保育士の育成を重点に取り組む。
- (4) 課題のある子どもや気になる子どもが増加している状況に対応するため、保育会議等で情報共有を綿密にするとともに、必要に応じ補助保育士を配置して当該園児への個別対応に配慮するなど、保育活動が円滑に進むよう取り組む。
- (5) 国の補助制度により導入したICT化ソフトを活用し、増大する事務処理の効率的な処理を図る。

3. 新制度への移行と健全運営について

- (1) 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度スタートにより、保育園を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、変化に適応した運営のあり方を検討するとともに収支バランスの維持に努める。
- (2) 安定した運営と事業展開を進めるためには、運営費収入の確保や適正な範囲の積立

金確保が必要であることから、中長期の見通しを視野においた財政運営に努める。

- (3) 平成 26 年度から導入した新会計システムの円滑な運用に努め、より効率的な経理事務処理に取り組む。

4. 保育環境の整備について

- (1) 適切な維持管理に取り組んで施設の長期間利用に努めるとともに、随時必要な改修整備を進める。
- (2) 子どもたちが生き生きと遊べる望ましい環境づくりや、保育活動に取り組みやすい環境の整備に努める。

5. 自己評価や保護者等との連携について

- (1) 保育活動と園運営について自己評価を行なっているが、本年度も継続的に実施して職員の要望や意見を掌握し、課題の抽出と分析を行い保育のレベルアップに努める。
- (2) 親の会との連携や保護者との個別懇談等を通じて、園に対する要望や親の考え方を把握しながら期待に応えられるように努める。
- (3) 地域の主任児童委員や町内会などの各種団体、近隣に在住する方々との交流を進めるほか、地域の学校や消防署、児童センター、近郊の各種施設との連携、協力により子どもたちの体験活動の充実を図る。